

地方自治とIT化政策の最新動向

杉井 鏡生 ● インフォメーション・コーディネータ

総務省、ベンチマーク付き「新電子自治体推進指針」公表 オンライン利用率は約1割、対象業務による進捗格差目立つ

■ 総務省が「新電子自治体推進指針」を策定

総務省は2007年3月に「新電子自治体推進指針」を公表した。これは、政府のIT戦略本部が2006年1月に決定した「IT新改革戦略」に基づく国レベルの「電子政府推進計画」に対応するもの。2003年8月に策定した「電子自治体推進指針」(06年に一部改訂)の改訂版となる。

新指針では、「e-Japan戦略」の推進などにより、電子自治体の基盤づくりは着実に進んでいると評価。その一方で、基盤はできても住民などの利用が進んでいない、ITの導入において業務やシステムの効率化が不十分、地域の課題解決へのIT活用が不十分、情報セキュリティ対策が不徹底、といった課題を指摘。

こうした課題に対処するため、新指針は「住民視点、費用対効果の視点、民間・NPOなどとの連携」に立った取り組みの必要を指摘。「行政サービスの高度化」「行政の簡素化・効率化」「地域の課題解決」の3つを重点推進事項とした。また、目標実現に向けた共通的な推進事項として「電子自治体推進体制の強化」「共同化・標準化の一層の推進」「新しい技術・モデルの活用」「情報セキュリティ対策」をあげた。

今回の新指針では、具体的な数値目標や、それぞれの項目毎に評価のためのベンチマークを示したのが特徴。これをもとに、総務省では毎年度推進状況をフォローアップし、施策にフィードバックしていくとしている。

■ 2005年度のオンライン利用率は11%

では、電子自治体の現状はどうであろうか。総務省では電子自治体の現状を調査した「地方自治情報管理概要」を毎年発表している。それによると、推進体制や基盤にかかわるところでは、地方自治体の一人一台のパソコン装備率は2003年の46%から2006年は83%に、CIOの任命率は2003年の18%から2006年は66%と着実に進んでいる。住民向けサービスについても、ホームページの開設率は99.7%に達し、電子申請・届出等の実施率は2003年の0.5%から2006年の32%へと上昇、着実に進んでいるのは確かだ。

しかし、その中身を見ると、新指針が指摘するように、まだ課題が多いことも事実だ。利用率に関しては、利用促進

対象手続きとして選定された21の手続きだけみても、2005年度の利用率は平均で11.3% (オンライン実施手続きの総利用件数に対するオンライン利用件数の比率)にとどまる。利用促進対象とされる21の手続きのうち4割に当たる9つの手続きの利用率は1%にも満たない。

対象の業務やサービスによっても、進捗の格差は小さくない。手続きのオンライン化実施率について、「図書館蔵書検索・予約」は56%、「公共施設予約」は30%と進みはじめているが、「公共工事の電子入札」は9%、「物品調達の電子入札」は3%、「手数料・地方税の電子納付」は2%にとどまる。電子手続きサービスも、手数料が電子納付にならないと利用者メリットが減るものもあり、利用率にも影響する。

ホームページに関しても、開設率こそほぼ100%に近いものの、「電子掲示板などで住民との意見交換」を行っているところは21%にとどまる。また、「検索システム」を用意しているのは46%、「ウェブのバリアフリーに配慮」しているのは43%と、ともに半数に満たない。

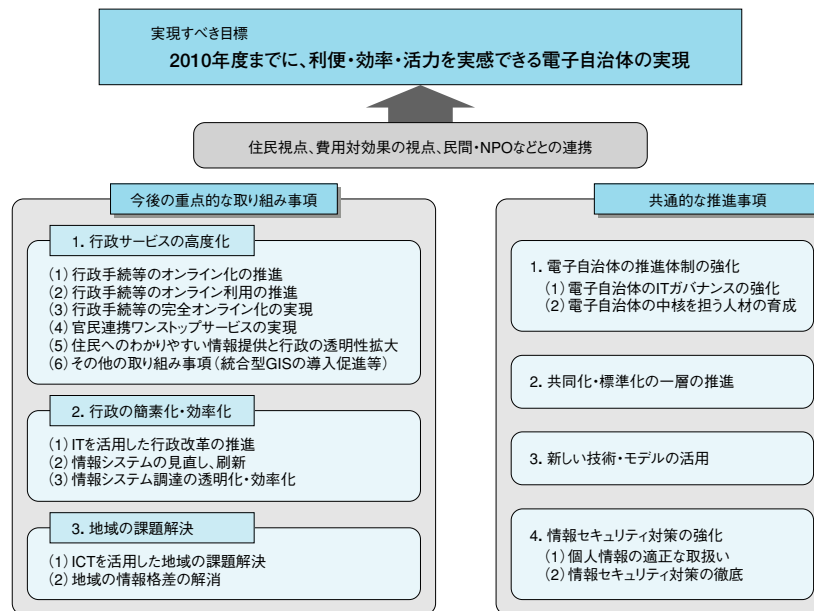
■ IT化の推進に求められる業務改革の視点

新指針が重点推進事項として掲げるITの活用による簡素で効率的な行政の実現については、さらに大きな課題を抱えている。「地方自治管理概要」によれば、情報システムの最適化という面では、「レガシーシステムからオープンシステムへの変更」に取り組む自治体は26%と広がりつつあるが、「BPR、EAなどの業務改革」にまで取り組む自治体は8%にとどまる。依然としてシステム先行の姿もうかがえる。IT調達の適正化のための取り組みについては、「各部署のIT調達支援・チェック体制の整備」(37%)は動き出したようだが、「SLAの導入」、「調達案件モジュール化の推進」となると、それぞれ5%、4%にとどまる。

IT環境の基盤整備は着実に進んできたとしても、それが効率的に運用されていなかったり、過重な負担になっていたのでは、効果的な運営が維持できなくなる。そのため、新指針では、全体最適の視点からのITを活用した行政改革、情報システムの見直し、システム調達の透明化・効率化が必要としている。本末転倒を起こさないためにも、IT化の推進には業務改革の視点が欠かせない。

利便・効率・活力を実感できる電子自治体を、住民の視点で

資料6-2-3 「新電子自治体推進指針」が示す電子自治体の方向性



出所 総務省「新電子自治体推進指針」(2007年3月)

総務省が2007年3月に「新電子自治体推進指針」を策定公表した。2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標に掲げ、その実現のためには、住民視点、費用効果の視点、民間・NPOなどとの連携による取り組みが必要として、3つの重点的な取り組み事項と4つの共通的な取り組み事項を掲げている。

「利用促進対象手続き」21種のうち、9種の手続きの利用率は1%未満

資料6-2-4 オンライン利用促進対象手続きの利用率(2005年度)

| 手続きの種類 | 年間総手続件数 (推計) | オンライン 利用率 | オンライン 手続実施 団体数 | 手続きの種類 | 年間総手続件数 (推計) | オンライン 手続利用率 | オンライン 手続実施 団体数 |
|------------------------|-----------------|--------------|----------------------|----------------------------------|-----------------|----------------|----------------------|
| 図書館の図書貸出予約など | 1億5,688万件 | 11.1% | 373 | 犬の登録申請、死亡届など | 108万件 | 0.01% | 229 |
| 文化・スポーツ施設等の利用予約など | 9,160万件 | 24.2% | 339 | 自動車税住所変更届など | 100万件 | 2.1% | 23 |
| 粗大ごみ収集の申し込み | 7,727万件 | 0.8% | 46 | 港湾関係手続き | 87万件 | 26.0% | 33 |
| 水道使用開始届など | 1,569万件 | 3.0% | 132 | 職員採用試験申し込み | 73万件 | 4.4% | 82 |
| 地方税申告手続き(eLTAX) | 548万件 | 0.1% | 59 | 公文書開示請求 | 40万件 | 1.5% | 95 |
| 入札参加資格審査申請など | 511万件 | 5.7% | 104 | 感染症調査報告など | 29万件 | 0.4% | 10 |
| 道路占用許可申請など | 446万件 | 1.5% | 32 | 食品営業関係の届け出 | 20万件 | 0.1% | 16 |
| 研修・講習・各種イベントなどの申し込み | 322万件 | 4.3% | 15 | 特定化学物質排出量届など | 15万件 | 2.6% | 19 |
| 浄化槽使用開始報告など | 177万件 | 0.05% | 26 | 後援名義の申請など | 12万件 | 0.1% | 24 |
| 入札 | 158万件 | 7.4% | 119 | 暴力団による不当な行為の防止など に関する責任者選任届など | 4万件 | 0.02% | 5 |
| 産業廃棄物の処理、運搬の 実績報告など | 116万件 | 0.01% | 8 | 合計 | 3億6,910万件 | 11.3% | |

注) 年間総手続件数は、当該手続きをオンライン化している自治体の総件数をもとに推計した数値。オンライン利用率は、オンライン手続実施自治体におけるオンライン利用件数の年間総手続数に対する比率。

出所 総務省「電子自治体オンライン利用促進指針」の策定および同案に対する意見募集の結果(2006年6月)

総務省がオンライン利用促進対象手続として選定した21の行政手続きの2005年度における利用率は11%であった。この比率も総利用件数が全体の3分の2を占める上位2つの手続きの利用率に依拠するところが多く、残り19手続きの加重平均利用率は1.7%に過ぎないのが現実である。2010年度までに利用率を50%以上をすることを目標としている。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp